

業務指示書

セネガル国小規模園芸農家能力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月1日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年12月6日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業普及に関する各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／市場志向型農業）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：市場志向型農業に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 園芸栽培／普及】

- 1) 類似業務の経験：園芸栽培および普及に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年12月16日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

別紙【第2 業務の目的・内容に関する事項】における以下の経費
「5. 実施方針及び留意事項 (18) 広報」に係る経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(XOF1 = 0.1754 円, US\$1 = 104.758 円, EUR1 = 115.108 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 12月21日(水) 13:30 ~ 15:30

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麴町)2階 212会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／市場志向型農業
園芸栽培／普及

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

53.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月10日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社/子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

セネガル国小規模園芸農家能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/市場志向型農業	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力: 園芸栽培/普及	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

セネガル共和国（以下、「セネガル」という。）において、農業セクターがGDPに占める割合は15.8%（2014年）¹であるが、全労働力人口の約7割が農業に従事しており、農業は同国の主要産業に位置付けられている。また、全農家世帯の7割が貧困層の集中する農村部で生活しており、貧困削減、雇用確保および同国経済の活性化の面から国家政策の中でも農業は最重要セクターの一つである。

近年の農業セクターの傾向として、主要作物は伸び悩んでいるが、園芸分野の成長は著しい。主要作物であるラッカセイや綿花等は、近年、国際競争力の低下で低迷し、また政府が注力するコメも依然として国内消費米の多くを輸入に依存している。その一方で園芸作物については、2000年以降、生産額が年平均5%の成長を遂げており²、2013年からの3年間では主要園芸作物に限ると平均成長率9%で³、政府・他ドナーからも大きな関心が注がれている。

この園芸分野の成長は輸出増加によるところが大きく、全農家数の1%に満たない大規模農家⁴に利益が集中しているが、近年、国内市場も拡大傾向にあり、輸出の困難な小規模農家にとっても収入向上の可能性は高まっている。とりわけ都市部では人口の増加につれて野菜・果物の消費が増加していることから、小規模農家がアクセス可能な市場の潜在性も高い。これら市場が周囲に多い地域が、本事業の対象地域であるニヤイ地区⁵で、比較的冷涼で農業生産条件が良好でもあるため、国内園芸生産量の約6割を占めるなど⁶、最も重要な園芸栽培地帯である。

しかしながら、ニヤイ地区の大部分を占める小規模農家は、その可能性を活かしきれておらず、園芸作物の生産量の増加につれ、収穫期の値崩れや農産物の廃棄、低い保存・加工技術、資金へのアクセス等の課題に直面しており、収入が期待通りに伸びていない。また、農家への技術支援を担う中央や地方の行政機関の職員および普及員数は少なく、十分に機能していない状況にあり、小規模農家の根本的な課題解決には至っていない。このため、小規模農家の市場ニーズ対応能力と組織力の強化、市場動向を踏まえた栽培時期の調整、生産から流通に至るステークホルダー間の連携強化、普及員の能力強化等の対策が必要となっている。

また、2013年6月に開催された第5回アフリカ開発会議（TICAD V）において打ち出された「自給自足から儲かる農業への転換（SHEP アプローチ⁷）」のアフリカ広域展開の枠組みで、SHEP 推進を担うアフリカ各国の行政官育成のための本邦および第三

¹ World Bank 2015

² World Bank。セネガルの実質 GDP 成長率は2~4%で推移してきたが、2014年には4.7%、2015年は6.4%に上昇している。

³ AUMN（ニヤイ地区園芸農家組合協会）の2015年シーズン報告書

⁴ Recensement de l'horticulture et mise en place d'un système permanent de statistiques horticoles dans la zone des Niayes（ニヤイ地区園芸統計）、セネガル農業・農村施設省園芸局、2013

⁵ ニヤイ地区とは首都ダカールからサンルイまでの沿岸サヘル地域一帯を指し、長さ約180km、海岸線から内陸部にかけての幅は5kmから30kmの範囲に位置する。ダカール州、ティエス州、ルーガ州、サンルイ州の4州に跨っている。

⁶ Caractéristique des systèmes de production agricole au Sénégal, FAO, Avril 2007

⁷ Smallholder Horticulture Empowerment and Promotionの略。ビジネスとしての農業の実践により小規模農家の収入向上を目指しながら、農家の「やる気」を引き出して自助努力によるさらなる成長を促進するアプローチ。日本とケニアの技術協力によって生まれた。

国研修を実施しており、セネガルからも、本事業の調整局である農業・農村施設省園芸局および実施機関となる農村農業指導国家機構（ANCAR）の職員計 5 名が既に研修に参加している。この研修をもとに SHEP アプローチを取り入れたアクションプランが作成され、セネガル政府が予算を確保して主体的に進めている。

これら活動と SHEP アプローチの妥当性を評価したセネガル側は、同アプローチを活用することでニヤイ地区小規模園芸農家の能力強化を図り、収入向上を目指す支援を我が国に要請した。JICA は、2016 年 7 月に詳細計画策定調査団を派遣し、セネガル政府関係者と協議を行い、「小規模園芸農家能力強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の枠組みを決定した。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

小規模園芸農家能力強化プロジェクト

(2) 上位目標

ニヤイ地区において、園芸による収益が向上した小規模園芸農家が増加する。

(3) プロジェクト目標

市場志向型農業アプローチ（SHEP アプローチ）の実践を通して、ニヤイ地区対象農家の園芸農業による収益が向上する。

(4) 期待される成果

成果 1：パイロット活動を通じて、ニヤイ地区の現状に適した市場志向型農業アプローチが構築される。

成果 2：市場志向型農業アプローチの普及に携わる人材の能力が強化される。

成果 3：対象地区の農家により、市場志向型農業アプローチに基づいた生産・販売活動が実践される。

成果 4：ニヤイ地区の農民組織のネットワーキング能力が強化される。

(5) 活動の概要

【成果 1：ニヤイ地区の現状に適した市場志向型農業アプローチの構築】

活動 1-1 ニヤイ地区の農民組織について、生産技術（植物衛生面も含む）、生産規模、収益、営農・販売状況、組織化およびジェンダー主流化の実態を把握するための調査を実施し、報告書を作成する。

活動 1-2 パイロット活動の対象となる農民組織を選定する。

活動 1-3 参加型ベースライン調査を実施する。

活動 1-4 市場調査を実施する。

活動 1-5 1-4 をもとにした活動計画（生産スケジュール等）を作成する。

活動 1-6 生産技術研修を実施する。

活動 1-7 対象農民組織の生産・販売活動に関する参加型モニタリング・評価を実施する。

活動 1-8 1-2 から 1-7 の結果に基づき、市場志向型農業アプローチガイドラインを策定する。

【成果 2：普及に携わる人材の能力強化】

- 活動 2-1 農業普及員研修用教材を作成する。
- 活動 2-2 農家研修用教材を作成する。
- 活動 2-3 2-1 で作成された教材に基づき、農業普及員研修を実施する。

【成果 3：構築されたアプローチの普及活動を通じ、対象農家グループにおける市場志向農業の実践】

- 活動 3-1 ニヤイ地区市場志向型農業アプローチ実践の対象となる農民組織を選定する。
- 活動 3-2 選定された対象農民組織の参加型ベースライン調査を実施する。
- 活動 3-3 対象農民組織に、上記 2-2 で作成した教材をもとに研修を実施する。
- 活動 3-4 対象農民組織の生産・販売活動の参加型モニタリング・評価を実施する。
- 活動 3-5 3-3 及び 3-4 の結果を踏まえ、1-8 で作成された市場志向型農業アプローチガイドラインを改定する。

【成果 4：ニヤイ地区の農民組織のネットワーキング能力強化】

- 活動 4-1 ビジネスリンケージ強化フォーラムの対象組織を選定する。
- 活動 4-2 ビジネスリンケージ強化フォーラムを実施する。
- 活動 4-3 フォーラム参加者に対する評価を実施する。
- 活動 4-4 農民組織の交換訪問を実施する。

(6) 対象地域

ニヤイ地区

(7) 関係官庁・機関

責任機関：セネガル農業・農村施設省

調整局：セネガル農業・農村施設省園芸局

実施機関：園芸局との協力をに基づき農村農業指導国家機構（ANCAR）

*ANCAR は、44%をセネガル政府が出資する外郭団体で、農業・農村施設省の監督下に置かれている。コミュニケーションレベルに普及員が配置されており、本事業の現場レベルのカウンターパート（C/P）となる。

(8) プロジェクト期間

2017年2月～2022年2月（計60カ月）

3. 業務の目的

本プロジェクトは、セネガルのニヤイ地区において、小規模園芸農家の市場対応力を向上させる市場志向型農業アプローチを実践することにより、対象園芸農家の収益向上を図り、もってニヤイ地区全体の小規模農家の収益増に寄与するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2016年10月13日にセネガル政府と締結したR/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「小規模園芸農家能力強化プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) SHEP アプローチの活用

本プロジェクトは、JICA が2014年度から実施しているSHEP 課題別研修を機にセネガル農業・農村施設省（以下、農業省）職員が作成したアクションプランを基に形成されている。SHEP アプローチは、ケニア共和国「小規模農民組織強化プロジェクト (SHEP)」⁸から生まれた取り組みを汎用可能な形にコンセプトを取り纏めたものである。農家が「作ってから売る」から「売るために作る」ようになること、即ち市場に始まり市場に終わる「ビジネスとしての農業」を柱として、農家とその他アクターとの情報の非対称性を緩和することで、商取引を効率化させることを目的とする。加えて、現場の農家の視点に立って考案した「動機づけ理論」と、緻密な活動の連関とロジックを用いた「モチベーション向上とスキル強化」を駆使した取り組みでもある。

本プロジェクトは、SHEP アプローチのコンセプトに沿った形で、対象地域の現状に即した市場志向型農業アプローチを構築した上で、同アプローチを効果的に活用し、対象地域の農家の持続的な生計向上の実現を目指すものであり、特に以下の点に留意して活動を計画する。

ア) 関係者間の情報のギャップを特定し埋める活動を行う

SHEP アプローチでは、農家から消費者に至る市場流通の各ステークホルダーが持つ情報を相互に知ること、つまり情報の非対称性を緩和することで商取引を効率化することを目指す。ケニアでは、農家と市場関係者の間に生産者情報や市場ニーズに係る情報のギャップが見られ、このギャップを埋める活動（お見合いフォーラムや市場調査）を実施した。

本プロジェクトでも、活動を通して関係者間の情報のギャップがどこにあるかを特定し、非対称性を緩和することを意識する。

イ) SHEP アプローチの活動群の分解（4つの活動ステップ）を意識する

SHEP アプローチを活用した活動群を分解すると、①ビジョンの共有、②農家の気づき促進、③農家による計画策定、④解決策の提供、の4つのステップに大別される。同アプローチを効果的に発現させるには、この4つのステップの順序（特に農家自身による気づき促進を行った上で、農家自身で計画策定を行い、その後解決策を提示する）を意識することが重要である。

⁸ 2006～2009年に実施。農家に対し「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、それを農家自らが実践するための各種支援活動の結果として、対象農民の園芸所得向上という成果をあげ、ケニア政府はもとより USAID 等他ドナーからも高い評価を得ている。

ウ) 各活動の相関関係とモチベーションの向上

プロジェクト目標達成に向けた各成果や活動計画の位置づけを考慮し、各活動間の相関関係を踏まえて活動を実施する順序を設定する。また、モチベーションが上がった状態で研修を実施すると習得率が高いことが確認されていることから、モチベーションが高い状態に投入と活動のタイミングを合わせる。

なお、本プロジェクトの実施には、SHEP アプローチを正しく理解することが不可欠である。コンサルタントは【第3 業務実施上の条件】の「3. 配布資料／参考資料」に示した資料を参考にして SHEP アプローチを正しく理解することが求められる。

加えて、先方カウンターパート機関（農業・農村施設省園芸局、ANCAR 本局およびニヤイ支局を合わせて、以下 C/P 機関と呼ぶ）の職員もコンセプトをしっかりと理解した上で活動を実施するよう、プロジェクト開始段階でのコンセプトの浸透を図ることとする。

(2) セネガルのマクロ政策との整合性

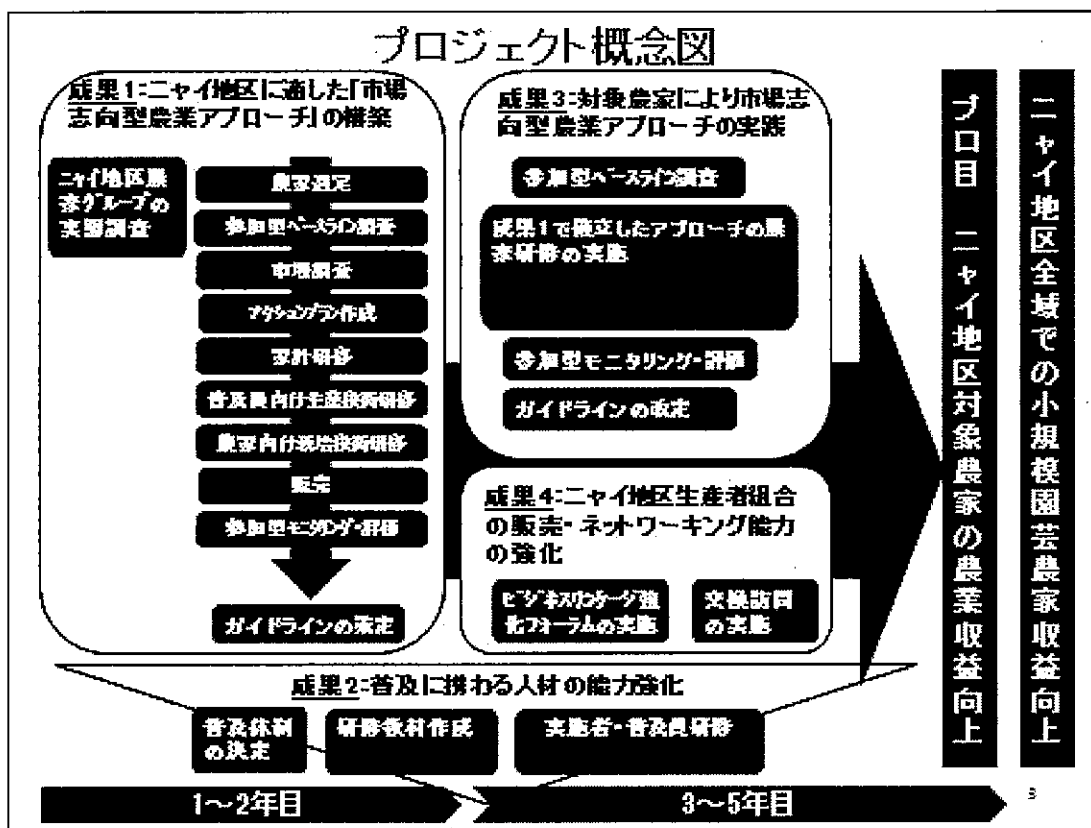
セネガル農業・農村施設省は、「セネガル農業推進加速プログラム」(PRACAS) (2014年～2017年)を作成し、国内生産の優位性及び雇用創出と収入向上への貢献からコメ、ラッカセイ、園芸作物を特定作物として選定し、生産性を向上する方針としている。戦略上は、輸出振興が前面に掲げられているように見えるものの、大半を占める小規模な農家の収入向上も重要視しており、本プロジェクトはこれら小規模園芸農家および農民組織としての市場対応力を強化し、農家の収入向上を図ることで、上記政策の推進に貢献するものである。

本プロジェクトの成果が継続し、拡大するためには、関連政策との整合性が求められることから、対象地域での活動のみに集中するのではなく、農業・農村施設省幹部と定期的に意見交換を行い、関連政策の進捗を確認し、併せて本プロジェクトの進捗状況や成果を共有する。

(3) 各成果の構成

プロジェクト目標である「ニヤイ地区対象農家の園芸農業による収益向上」を達成するため、既存の SHEP アプローチを基にニヤイ地区の小規模農家に適した市場志向型農業アプローチを、パイロット活動を実施しながら構築し（成果1）、そのアプローチの普及を通して農家自身が恒常的に市場志向型農業を実践することを支援する（成果3）。また、プロジェクト期間を通して普及教材の作成と普及人材の育成を行い、プロジェクト期間中に直接裨益しなかった農家への普及が継続的に行われることを見据えて活動を行う（成果2）。加えて、農民組織と市場関係者、また農民組織間のネットワークを促進する仕掛けを試行し、小規模農家以外の農家も含め、ニヤイ地区全体の園芸作物栽培のマーケティング強化を目指す（成果4）。

上記コンセプトおよび以下（4）～（7）を踏まえたうえで、本プロジェクトの活動実施方針とニヤイ地区内の面的展開のシナリオについて、対象農家の選定方法とともにプロポーザルにおいて提案すること。



(4) ニヤイ地区に適した市場志向型農業アプローチの構築【成果1】

ア) アプローチ構築の基本方針

本プロジェクトでアプローチを構築するにあたり、ケニアで形成された SHEP アプローチを基に、ニヤイ地区の社会経済状況に即した形で活動や進め方を改良していくことが求められるが、加えて、アプローチを普及するセネガル側の人員・予算体制も考慮して、先方が独自に普及可能な程度に軽量化を図り、必要最低限の活動に絞り込むことを心がける。

また、アプローチの活動サイクルは1年未満とし、1サイクルの研修を受けた農家はその後卒業し、日常作業に活動を組み込んで継続していくことを目指す。

さらに、ケニアにおけるアプローチの基本形が既に存在し参考にできることから、アプローチ構築のためのパイロット活動期間も、可能な限り多くの農家へ研修を行い、実践の積み上げを通して改良を加えていくこととする。

イ) 実態調査の実施

ニヤイ地区において、一つの農民組織の中でも大・中・小様々な規模の園芸栽培農家が混在している。小規模農家が大半を占めることは確認されているものの、各農家の経営規模や農民組織の活動への関与度合い等に係る実態が明確に把握できていない。そのため、ANCAR 独自予算により実施中のアクションプランでは対象農家選定に時間を要した経緯がある。本プロジェクトでは、活動1-1として実態調査の実施を含めており、ニヤイ地区の農家の経営規模およ

び農民組織の活動の実態を把握し、対象農家の選定方法の決定や活動の進め方を計画する際の参考とする。調査対象は、各農民組織から一定数の農家を選定するのではなく、地理的に離れた4~6農家組織を選定し、全戸（組織あたり50世帯程度と想定）に対して調査を行う。主に、収益、経営規模、販売状況、組織活動への参加度およびジェンダー主流化に質問項目を限定して実態調査を実施することを検討する。先方C/Pの人数に限りがあるため、外部機関への調査委託も含めて検討することとする。

ウ) アクションプラン実施状況と成果の確認

JICAが2014年度から実施しているSHEP課題別研修に、セネガルからは計5名の研修員（農業省園芸局より2名、ANCARより3名）が参加し、作成したアクションプランをニヤイ地区の4つの農民組織を対象にANCAR独自の予算で実施している。現状、活動スケジュールは遅延しているものの、普及員および農民組織代表を対象としたTOT(Training of Trainers)研修は実施済みであり、今後プロジェクト活動実施にあたり、先方が独自に実施する活動を評価し、成果や教訓をアプローチ構築に際し反映させることが求められる。

エ) 参加型ベースライン調査とプロジェクト目標の指標

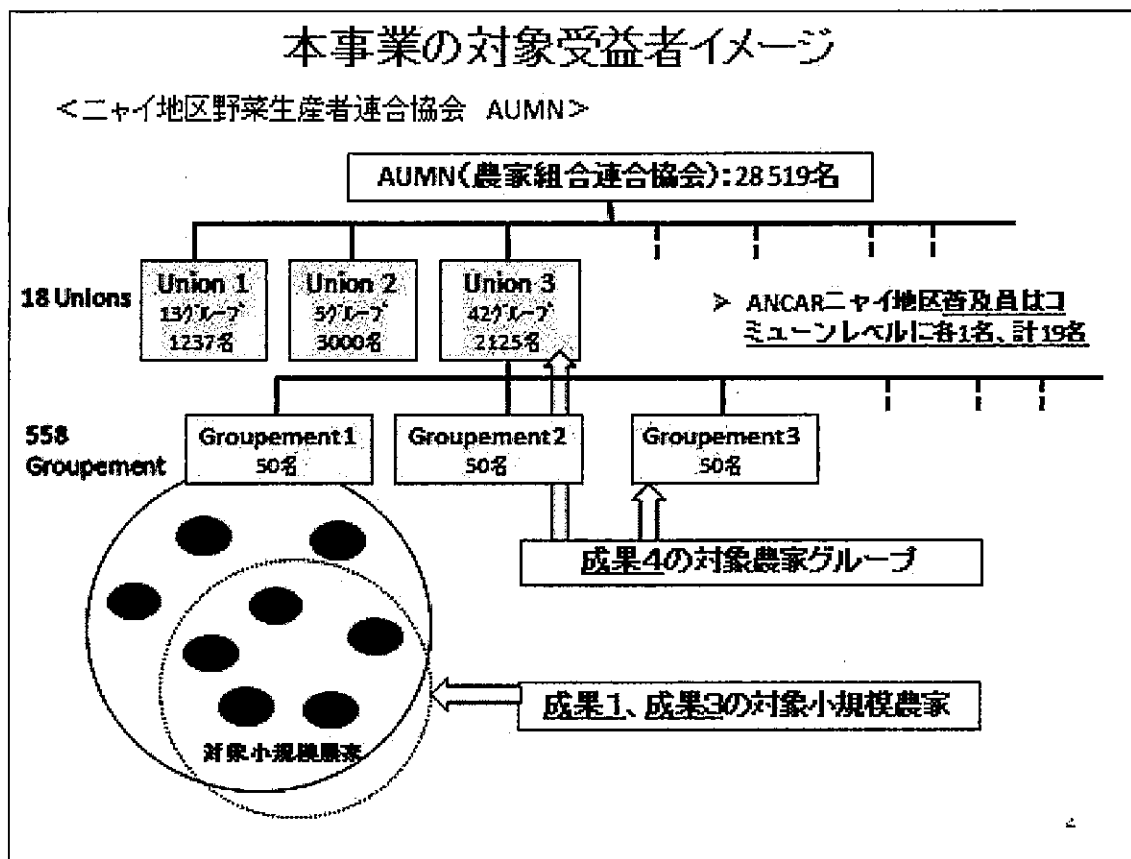
(4)イ)の実態調査とは別に、市場志向型農業アプローチを農家に指導して実践する段階で、参加型ベースライン調査を行うが、これは各農家が自分たちの家計状況を把握し、自身で現状を理解するために行うことが主目的である。ただし、プロジェクト目標である対象農家の収益向上を測るための指標のベースとなる数字は、参加型ベースライン調査とモニタリング調査およびエンドライン調査から得えられるものであり、参加型ベースラインおよびモニタリングの結果についても整理することが求められる。

オ) 対象農家の選定

本プロジェクトの成果1~3では、ニヤイ地区の小規模園芸農家を対象とするが、その多くがニヤイ地区園芸農家連合協会(AUMN)に属している。協会全体で約2万8千人のメンバーがいるとされ、協会→連合→グループと下部組織が3段階⁹に分かれており、これら組織を通して対象農家選定を行う。しかし、組織には大・中・小規模農家が混在しており、小規模農家が大半を占めるものの、農民組織の会議等には中規模以上の農家が出席することも多く、農家選定に注意を要する。そのため、プロジェクト開始後にイ)の実態調査結果を参考にしつつ明確な選定基準を設け、活動の効果を想定した上で、家族経営を中心とした小規模農家を慎重に選定する必要がある。

また、AUMNはニヤイ地区全体をカバーする最大の農家連合協会であるが、AUMNに属さない活発な農民組織も存在するため、窓口をAUMNに限定せず、アプローチの効果が高く潜在性のある農民組織を選定することを意識すること。

⁹一般的に、第一層（「グループ」等の名称で、個人が加盟）、第二層（「組合」等の名称で、第一層のグループ等が加盟）、第三層（「協会」等の名称で、第二層の組合等が加盟）に分類される。名称は必ずしも統一されていない。



カ) 営農の視点の重視

本プロジェクトでは、農家に対する研修の中に、農家経営の改善にかかる研修を組み込むなど、営農の視点の活動を意識して取り組む。

キ) 栽培技術の研修方法

ニヤイ地区では、土地所有者が実際に圃場での活動・作業を行っていないケースが散見される。過去の事例で、栽培作物の選定や資材購入、販売方法などの決定権を持つ所有者にのみ栽培技術研修を行い、その後圃場で実践されなかったケースが確認されている。本プロジェクトの対象となる小規模な農家でも圃場労働者を雇用しているケースがあるため、園芸栽培技術の研修を実施する際は、技術が圃場で実践されるよう、研修方法を工夫することが求められている。研修実施案があれば、プロポーザルにて提案すること。

ク) 対象地区の流通システムの考慮

SHEP アプローチが形成されたケニアの状況と異なり、セネガル、特にニヤイ地区は園芸作物栽培の集積地であり、農家は生産地に最も近い集積市場に野菜を持ち込んでいる。様々な市場関係者が存在し、信用貸しの関係でつながっていることも多い。SHEP アプローチ導入にあたり、これら関係性に留意し、双方にとってより win-win の関係になるような工夫が求められている。

この状況を踏まえ、進め方の工夫があればプロポーザルにて提案すること。

ケ) ガイドラインの策定

ガイドラインについては、活動実施者向けとする。ケニアで作成されたガイドラインの仏語訳を参考にし、既存のマニュアルを有効活用しながら、必要最低限の活動に絞り込んで軽量化したセネガル版を作成する。他地域でも活用可能な形で作成し、農業省やドナー関係者にとっても使い勝手のよいものとなるよう工夫すること。

(5) 普及に携わる人材の能力強化【成果2】

本プロジェクトの実施機関である ANCAR のニヤイ支局には、現在 19 名の普及員がいる。ニヤイ地区には 32 のコミューンがあるが、普及員の管轄下にあるのは、ANCAR のプログラムが行われている 26 コミューンのみで、2 つのコミューンを担当する普及員もいる。このように普及員の担当範囲が広く、また活動予算が限られるため、担当地区全体を網羅できていない状況にある。

本プロジェクトでは、ANCAR の普及員を現場普及活動の中心としつつ、ニヤイ地区内においては農民組合に属する農家ファシリテーター等、普及員以外の人材育成も積極的に行うこととする。

加えて、C/P 機関、とりわけ ANCAR 本部は、本プロジェクトのアプローチを組織の活動として内在化させたいという意思があることから、中央レベルの人材育成も積極的に行い、政策的な打ち込みもフォローする。また、プロジェクトで育成した人材を次の人材育成の資源として活用するなど、効率的なスケールアップを行うことに留意する。

(6) 対象農家による市場志向型農業の実践のモニタリング・評価方法【成果3】

本プロジェクトでは、普及員数が少ないことから、対象農家が増加するにつれ、既にアプローチを習得した農家の実践のフォローが課題となることが想定される。習得した技術が正しく実践されているか、収益計算ができているか等のモニタリングを定期的に行う必要があるが、これらモニタリング・評価にあたっては、普及員と同時に現地コンサルタントや NGO 等の現地傭人を活用することも可とする。ただし、現地再委託を行う場合、1 回目のモニタリングは普及員が実施し、その後の継続的なモニタリングについては現地再委託を認め、現地傭人が普及員にとって代わることをのぞかないよう留意する。

(7) ニヤイ地区農家組織の販売・ネットワーキング能力の強化【成果4】

成果 1～3 は、小規模園芸農家を対象とした市場志向型農業アプローチの構築から実践であり、ニヤイ地区農家組織メンバーから小規模農家のみを選定して対象とする。一方、農家組織には、市場情報へのアクセスがより容易な大・中規模農家も含まれ、ビジネスリネージュを強化する場を提供するだけで地区全体としてインパクトを得られる可能性が高いことから、農家組織を対象としたビジネスリネージュ強化フォーラムの実施や農民組織間の交流を活動に組み込むこととしている。組織としての活動を通して、メンバーである大・中・小規模の個別農家に裨益することが期待される。

現時点で想定される実施手法と裨益のイメージがあれば、プロポーザルに記述すること。

(8) 現地リソースの活用

園芸栽培の講師に関しては、セネガル国内の人材を最大限に活用し、また、プロジェクトが実施する研修の講師に関しても、様々な民間アクターと積極的に協力することで、持続的・効果的な活動とすることが求められる。

また、プロジェクト実施者側においても、広範囲にわたるプロジェクト活動を円滑に実施するために、日本人専門家とともに現地傭人を積極的に活用したプロジェクト運営管理体制の構築が望まれる。日本人専門家の投入は必要不可欠な部分に留め、可能な限り現地傭人の適切な配置を行い、効率的なプロジェクト運営体制を構築すること。

(9) ジェンダー配慮

ニヤイ地区の農家組合員の多くは男性であるが、家族労働の世帯が大半を占め、栽培や販売において女性の役割が大変大きいことから、本事業では、対象農家グループにおける男女の関係性の実情を十分把握するとともに、各活動においてジェンダーを考慮することが重要である。その際、対象地域のジェンダー規範（家庭内の役割、営農上の意思決定権、研修への夫婦共同参加の可能性など）に十分配慮し、ジェンダー平等推進のための取り組み方を工夫していくことが求められる。

(10) プロジェクト実施体制

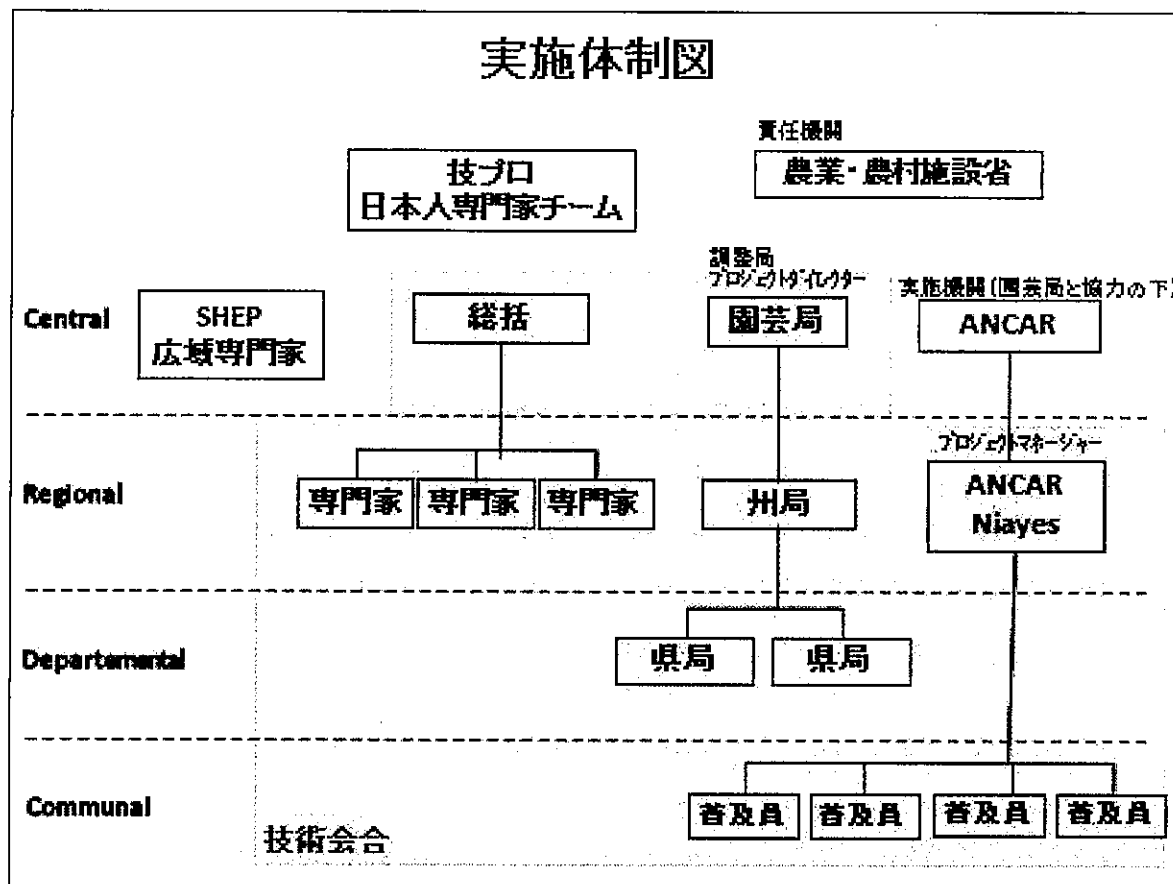
本プロジェクトは、農業省園芸局を案件の調整局とし、中央への情報共有の足掛かりとともに予算獲得等事業推進の窓口としている。しかし、同局の現場は農業省州局・県局が担っており、いずれも人員体制が極めて脆弱で普及員もほとんどいない。普及を現場で担っているのは ANCAR の人員で、十分とは言えないものの各コミュニティに1人程度は普及員が配置されている。ANCAR は通常、ドナーのプロジェクトの事業実施を請負ベースで担当するが、今回、ANCAR が SHEP アプローチに組織として関心を示したこともあり、ANCAR の要請に基づき組織そのもののキャパシティ・ディベロップメントに資するよう請負ベースでなくプロジェクトの C/P とした。そのため、現場は ANCAR ニヤイ支局が中心となって活動を進めることとなっている。R/D の中で、各機関の責任と役割を詳細に記述しているので参考にすること。

2つの機関（中央は園芸局、現場は ANCAR ニヤイ支局）にまたがった実施体制には情報共有体制など懸念も残るものの、現場での活動に C/P をしっかりと巻き込みつつ、事業の成果をタイムリーに中央へ打ち込むことを、実施体制から担保することが重要である。園芸局および ANCAR からの提案で、本プロジェクトにおける両機関の関係性と役割分担を MOU で明記することが提言されている。

また、プロジェクトの効果的・効率的な実施のため、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee (JCC)）を設立することとしている。コンサルタントは同委員会の設立及び会合の開催を支援すると共に、メンバーとして同会合に参加すること。JCC は農業省次官が議長を務める。

加えて、日常的なプロジェクトの活動進捗管理を行うため、四半期ごとに技術会合を実施する。議長は、プロジェクトマネージャーである ANCAR ニヤイ支局長が務める。C/P の負担を増やさないよう、新たな恒常的枠組みを設置するのではなく、定期的実施されている ANCAR 普及員を集めた会合の機会を活用するなどの工夫が求められる。メンバーについては、園芸局、ANCAR、農業省州局・県局、農民組

織等を想定しているが、詳細計画策定時に、農業省より植物保護局や研究機関等の関係局も含めるべきとの提案があったことから、必要に応じて含めることを検討する。



(1 1) セネガル側のオーナーシップ醸成

本プロジェクト形成にあたり、SHEP 課題別研修を受講済みのセネガル側 C/P が、枠組みの取りまとめに多くのインプットをするなど、既にオーナーシップが高い。日本側専門家はこのオーナーシップを最大限活かしつつ、先方と密接に協働してプロジェクト活動を進めて行くことを基本とする。また、ガイドラインや教材作成にあたっては、先方と十分な協議を行い、先方の主体性及び合意形成プロセスを確保することとする。

(1 2) 他ドナーとの連携

園芸分野に対する協力は、世界銀行、カナダ、アメリカ、イタリアによるインフラ支援等を中心としたプログラムを支援している。とりわけ、マイクロクレジット型のカナダ支援案件「ニヤイ地区整備と経済開発プログラム (PADEN)」については、対象地域が重複する。ソフト型支援を中心とする本プロジェクトと積極的な連携を図り、事業効果の拡大、面的波及を目指す。連携の方針があればプロポーザルにて提案すること。

(1 3) SHEP 広域化への協力と SHEP 広域専門家との連携

本プロジェクトは、SHEP 課題別研修を受けた仏語圏対象国（セネガル、コートジボワール、ブルキナファソ、ニジェール、カメルーン、ブルキナファソ）の中で初の SHEP 技術協力プロジェクトである。今後、セネガル農業省園芸局に派遣予定の SHEP 広域専門家が中心となって、セネガル国内の他地域ならびに西アフリカの拠点として他国に対し、本プロジェクトの経験・知見を発信していくことで、先方と合意しており、コンサルタントも SHEP 広域ワークショップに参加するなど積極的に連携することが求められている。

また、SHEP アプローチを活用した案件は、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）の公約を踏まえ、同アプローチの有効性や国毎の活用方法について確認するための各種調査が実施される可能性がある。本プロジェクトが対象となった場合は、これら調査に対し情報提供・関係者との連絡調整等の協力を行うこと。

（14）本邦研修の活用

JICA が SHEP 広域化の枠組みで実施中の課題別研修（ケニアにおける在外補完研修も含む）は、少なくとも 2019 年度まで継続される予定で、セネガルからは毎年 2～3 名程度の受け入れを想定している。本プロジェクトの進捗や面的展開を考慮し、先方との協議を通して参加者の選定に協力する。本研修への C/P の参加については、プロジェクト予算に含まれない。

また、コンサルタントは必要に応じて上記研修への同行（現地関係者の参加も含めて検討）、アクションプランの作成フォロー及びフォローアップ等を実施する。費用については、契約変更にて対応する。

（15）他国で実施される SHEP 関連案件との連携による効果の発現

セネガルに加え、SHEP アプローチを核とした案件が他国でも実施中または実施予定である。気候条件や市場構造などは国によって異なるが、活動の実施方法や普及方法、成果の蓄積方法などは経験共有から学ぶ点が多い。そのため、C/P のオーナーシップがより高い国（現時点ではアクションプラン実施の時点から先方のオーナーシップの高いマラウイを想定）で視察や意見交換を中心とした第三国での研修を実施することで先方の意識を高めること。

（16）プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることをとする。

柔軟なプロジェクト運営のため、コンサルタントは JICA（農村開発部、セネガル事務所）に対して密に進捗報告、情報共有を行う。総括の日本出発前および帰国後には、JICA 農村開発部との打ち合わせを行い、現地においては、日常的な活動を通じて十分な情報共有を実施すること。

(17) セネガル側のローカルコスト負担

セネガル政府と日本政府が締結した技術協力協定に基づき、C/Pの旅費等についてはセネガル側負担とすることが同意されているものの、初年度（2017年3月から12月）については、セネガル側の予算手当が間に合わなかったことから、JICAが負担することとなる。本プロジェクト開始前にミニッツにて合意予定。2018年1月以降はセネガル側が負担することを鑑み、実際の単価・支払い方法については、セネガル側の基準及びJICAの基準に照らし合わせて適切と考えられる単価・支払い方法を採用することが望ましいため、プロジェクト開始後にセネガル側・JICAと相談して基準を設定する。なお、現時点では費用を正確に見積もることは難しいため、1年間で150万円を見積もることとする。

また、2018年1月以降のセネガル側のローカルコスト負担については、農業・農村施設省園芸局が予算策定・申請を行うことになるが、園芸局はこのような予算策定・申請を行った経験に乏しいことに加え、予算計画にはプロジェクト活動計画との整合性が必要とされるため、コンサルタントは、プロジェクト開始直後から、次年度予算に係る園芸局との協議を開始し、予算の確保ができるように支援する。

(18) 広報

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、セネガル及び日本の国民各層に正しく理解してもらえよう、新聞、TV、ラジオ、ニュースレター、WEBサイト等、広報のターゲットに合わせて適切な媒体を用い、効果的な広報に努めること。TV・新聞・ラジオなどへの掲載は年2回程度とし、ニュースレターの発行も2～3か月に1度程度とする。また、他ドナーからの理解も得るよう配慮する。なお広報費用は別見積もりとする。

(19) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の契約期間に分けて実施することを想定する。

第1期 2017年2月～2018年6月（16ヶ月）

第2期 2018年7月～2020年5月（23ヶ月）

第3期 2020年6月～2022年2月（21ヶ月）

このため、それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAと協議の上決定し、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、契約期間分けについては、上記記述にこだわらず、コンサルタントが適切と考える期間を、その理由とともにプロポーザルにて提案することが可能である。

6. 業務の内容

以下の業務の内容は、現地作業、国内作業の区別を記載していない。コンサルタントは国内作業及び現地作業について効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルで提案を行う。

【各契約期間に共通の業務】

(1) モニタリングシートの作成

JICA所定のMonitoring Sheetを実施機関と協力して作成し、プロジェクトの進

捗状況を確認する。プロジェクト開始時に実施機関とともに、R/D 署名時に合意した PDM、PO からの変更有無を確認し、それを踏まえ、モニタリングシート Ver. 1 を作成する。その後は 6 か月ごとにモニタリングシートを作成し、JICA に提出する。

(2) 合同調整委員会 (JCC) の開催

少なくとも年に 1 回 JCC を開催し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理、及び目標の達成度等を確認する。

【第 1 年次契約期間：2017 年 2 月～2018 年 6 月（16 ヶ月）】

第 1 期は、情報収集及び市場志向型農業アプローチのパイロット事業（第 1 サイクル）の実施、アプローチガイドライン案の作成、農業普及従事者の能力強化を実施し、第 2 期以降の活動の基盤作りのための期間として位置付ける。また、成果 4 のビジネスリンクージ強化フォーラムについても試行する。

(1) 業務計画書の作成

コンサルタントは、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して 10 営業日以内に JICA に提出し、承諾を得る。

(2) ワークプラン（プロジェクト全体期間及び第 1 年次）の作成

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクトに関する基本方針（実施体制、活動内容、実施方針・手法、スケジュール、業務工程計画等）を検討し、これらをワークプラン原案（プロジェクト全体期間及び第 1 年次）（仏文）及びモニタリングシート Ver. 1 に取りまとめる。

ワークプラン原案及びモニタリングシートを基に、セネガル側関係者とキックオフミーティングを行い、プロジェクトの全体像を共有するとともに、各機関の役割・責任を明確化する。ワークプランについては、上記ミーティングを踏まえた上で原案の修正版を作成し、セネガル側関係者と協議、意見交換した上で、ワークプラン（全体期間及び第 1 年次）及びモニタリングシート Ver. 1 として取りまとめ、合意する。

(3) 合同調整委員会 (JCC) の設置

プロジェクトの効果的・効率的な実施のため合同調整委員会 (JCC) を設立する。JCC は R/D にて合意されたメンバーが参加し、少なくとも年 1 回開催するよう関係者の合意を得る。

(4) 技術会合の実施

日常的なプロジェクトの運営管理を行う枠組みとして、四半期毎に技術会合を実施する。技術会合を通じて、関係機関の現場での連携を促進する。

《成果 1 および成果 2 について：(5) ～ (17)》

(5) 関連情報の収集・分析

プロジェクトの実施にあたり必要な農業関連情報や、以下ア)～オ)の把握に必要な情報を収集及び分析する。活動開始前の情報収集は、事前に必要不可欠なものに限定し、その他の情報はプロジェクト活動を実施しながら収集すること。また、過去の案件や関連調査で既に得られている情報を確認し、情報収集はプロジェクト実施のための必要最低限のものとする。

- ア) 農産物・農業資機材流通に係る政策・制度・特徴（価格・品質管理、情報伝達、流通ルート等）
- イ) 普及活動に係る制度と関連機関の役割、実態、課題
- ウ) ANCAR ニヤイ支局および各州・県農業局事務所の体制と業務、実績、課題
- エ) 既存の普及用教材、今後改善すべき点
- オ) セネガル国内で用いられている既存の有用な農業知識・品種・技術の洗い出しと農家による活用状況と課題

(6) ニヤイ地区の実態調査の実施

プロジェクトを開始するにあたって、各農民組織の属する農家の経営規模や農民組織の活動への関与度合い等に係る実態を把握するための対象地域の現状調査を実施する。

本調査は、ニヤイ地区に存在する農民組織から地理的・社会的条件の異なる4～6組織（各組織50名程度と想定）を選定し、組織に属する全戸に対してインタビュー調査を実施する。具体的な手法についてはプロポーザル提案とし、同作業の投入量（人員・物品など）、調査の手法、調査実施時における留意点などを具体的に記載すること。なお、本調査は必要に応じて現地再委託を可とする。

留意点は以下の通り。

- ア) (5)で収集した資料・情報や既存の資料を最大限活用し、本調査の項目は必要最低限とすること。
- イ) 組織のメンバーの男女比率に偏りが見られる場合は、調査実施方法を工夫すること。
- ウ) 期間については、調査の実施、分析、報告書の取り纏めまでを含め2ヵ月程度とする。
- エ) 以下の項目を調査項目に含め、質問項目を必要最低限に絞ること。対象農家は別途参加型ベースライン調査を実施するため、収集する情報の重複がないよう留意する。
 - ・ 農家の経営規模・収益状況（作付け面積、作物販売先、所得、雇用者数）
 - ・ 農家グループとの関係性
 - ・ 世帯内での男女の役割、意思決定のされ方

(7) SHEP アクションプランの成果と課題のレビュー

JICAが実施しているSHEP課題別研修で作成されたアクションプランの実施状況を確認し、活動方法や成果、農家へのインパクトを確認すると共に、C/P機関と共に案件終了後の自立的な活動継続において見出された課題や問題点を整理する。

(8) アプローチの説明および普及フロー案の合意

上記(5)、(6)で収集及び分析した情報を踏まえ、プロジェクトのとりべき

アプローチの活動詳細（プロジェクトで行う各活動の狙いや位置づけ、各関係者の役割と連携の取り方、各サイクルの対象農家の選定基準、活動展開のスケジュール等）について、G/P 機関および農民組織連合代表と協議し、合意する。

本プロジェクトで構築する市場志向型農業アプローチは、農民の「売るために作る」という意識改革を促す一連のサイクルとして実施し、プロジェクト期間全体で5回実施する。プロジェクト全体では、2,160名を対象小規模農家とする想定である。各サイクルの対象コミュン数および農家グループ数は、下表を想定しているが、より適切な方法があれば理由とともにプロポーザルで提案を行う。

またニヤイ地区は、一年を通して園芸栽培を行っているため、雨期および乾期の使い方についても工夫すること。

Tentative Image of SHEP Extension Package Cycles and Approach to the Communes/Number of Beneficiaries

Target Commune Number No	CAR No (Total 19 CAR)	1st year		2nd year		3rd year		4th year		5th year	
		A Group in commune		B Group in commune		C Group in commune		D Group in commune		E Group in commune	
1	1	A Group in commune 1	●	B Group in commune 1	○	C Group in commune 1	○	D Group in commune 1	○	E Group in commune 1	○
2	2	A Group in commune 2	●	B Group in commune 2	○	C Group in commune 2	○	D Group in commune 2	○	E Group in commune 2	○
3	3	A Group in commune 3	●	B Group in commune 3	○	C Group in commune 3	○	D Group in commune 3	○	E Group in commune 3	○
4	4	A Group in commune 4	●	B Group in commune 4	○	C Group in commune 4	○	D Group in commune 4	○	E Group in commune 4	○
5	5			A Group in commune 5	●	B Group in commune 5	○	C Group in commune 5	○	D Group in commune 5	○
6	6			A Group in commune 6	●	B Group in commune 6	○	C Group in commune 6	○	D Group in commune 6	○
7	7			A Group in commune 7	●	B Group in commune 7	○	C Group in commune 7	○	D Group in commune 7	○
8	8			A Group in commune 8	●	B Group in commune 8	○	C Group in commune 8	○	D Group in commune 8	○
9	9					A Group in commune 9	●	B Group in commune 9	○	C Group in commune 9	○
10	10					A Group in commune 10	●	B Group in commune 10	○	C Group in commune 10	○
11	11					A Group in commune 11	●	B Group in commune 11	○	C Group in commune 11	○
12	12					A Group in commune 12	●	B Group in commune 12	○	C Group in commune 12	○
13	13					A Group in commune 13	●	B Group in commune 13	○	C Group in commune 13	○
14	14					A Group in commune 14	●	B Group in commune 14	○	C Group in commune 14	○
15	15							A Group in commune 15	●	B Group in commune 15	○
16	16							A Group in commune 16	●	B Group in commune 16	○
17	17							A Group in commune 17	●	B Group in commune 17	○
18	18							A Group in commune 18	●	B Group in commune 18	○
19	19							A Group in commune 19	●	B Group in commune 19	○
20	1							A Group in commune 20	●	B Group in commune 20	○
21	2									A Group in commune 21	●
22	3									A Group in commune 22	●
23	4									A Group in commune 23	●
24	5									A Group in commune 24	●
25	6									A Group in commune 25	●
26	7									A Group in commune 26	●
		Groups	Farmers	Groups	Farmers	Groups	Farmers	Groups	Farmers	Groups	Farmers
Beneficiaries ※Average number of smallscale farmers for one group are set 30.		4	120	8	240	14	420	20	600	26	780

● Direct support to implement the first cycle
○ Each CAR and facilitator has the ownership to implement after the second cycle, with periodical follow-up by the Dhort and ANCAR and Japanese Experts.

Total Group Number	Total Farmers Number
72	2160

(9) パイロット活動第1サイクルの対象農家グループおよび対象農家の選定

C/P 機関および関係農民組織と共に、(8)のプロセスで合意した選定条件に従ってプロジェクトの支援候補となる第1サイクルの農家グループおよび対象農家を選定する。対象グループおよび対象農家について、関係者と協議・合意した上で選定するが、基本的には、持続的かつ自主的な活動を担保するため、市場志向型アプローチの趣旨を理解し、且つモチベーションの高い農家を選定する。

(10) 市場志向型農業アプローチの活動パッケージ案の開発及び研修教材の作成

SHEP アプローチを基本とする、ニヤイ地区の現状に即した市場志向型農業推進のための活動パッケージ案および実施方法を提示し、研修教材を作成する。

SHEP アプローチの一連の活動においては、以下の4つのステップを意識した活動が重要であるため、活動パッケージ(案)作成時に留意すること。

コンサルタントは、以下(11)～(15)に関し、現時点での具体的な活動および実施方法(時期・日数、必要な事前準備、内容、出席者、等)について、実施の意義と理由を含め、プロポーザルで提案を行うこと。

活動ステップ		活動例
①	対象農家選定と目的共有	・ 導入研修
②	農家の気付きの機会創出	・ 農家参加型ベースライン調査 ・ 農業市場関係者連携促進 (Farm Business Linkage Stakeholder) フォーラムの開催 ・ 家計研修 ・ 農家による市場調査
③	農家による計画策定支援	・ 農家による作物選定 ・ 農家によるアクションプラン策定
④	技術<解決策>の提供	・ 普及員による現地研修 (栽培技術等)

また、C/P の役割分担や、各活動の相関関係、期待される意識・行動変化とそうした変化を起こす仕掛け等について、工夫があればプロポーザルで提案すること。

現場での普及活動、フォローアップ・モニタリング結果を踏まえ、継続して活動パッケージの見直し、研修教材の改良を行う。

(11) 農業普及サービス提供者に対し、市場志向型農業アプローチに係る研修を実施する

プロジェクトは、対象地域の普及関係者を対象に、(10)にて提案された活動パッケージを普及するための、TOT 研修を実施する。

(12) 対象農家グループに対する参加型ベースライン調査

選定された対象農家に対して、参加型ベースライン調査を実施する。調査内容については、適切な方法・タイミング・調査項目があれば、理由も付してプロポーザルにて説明・提案すること。なお、本調査については、プロジェクト終了後、C/P が自律的に行えるよう、過度に詳細なものとならないよう留意すること。

(13) 市場志向型農業アプローチ(案)に基づく、第1サイクル対象農家グループ

と市場関係者をリンクするための活動の実施

第1サイクルの対象農家グループに対し、「5. 実施方針及び留意事項」(1)を踏まえた市場志向型農業アプローチ(案)に基づき、農家グループと市場関係者をリンクするための活動をC/Pと共に進行。この際、ジェンダーの視点に十分配慮する。

(14) 市場志向型農業アプローチ(案)に基づく、第1サイクル対象農家グループへの営農計画立案の支援

(13)の活動に参加した第1サイクル対象農家が営農計画を作成する。その際、農家のイニシアティブによる計画の策定を、普及員が適切に支援できるよう、コンサルタントは工夫する。

同営農計画は、対象農家グループが、自身の置かれた社会経済状況を踏まえた現実的な計画となるよう留意する。作成された営農計画は普及員が集約し、普及員が提供する技術研修・機材及び検証すべき技術を検討するための基礎とする。

なお、立案された営農計画を実行する際、原則、本プロジェクトでは物的な投入は行わない。即ち、肥料、苗等の必要な農業資機材は農家自身が購入することを前提とする。

(15) 第1サイクル対象農家グループの営農状況に基づく農産物生産のための知識・技術の整理・検証および研修の実施

(14)で立案された営農計画を踏まえ、C/P、普及員とともに、農家ニーズが高く幅広く普及可能な知識・技術を明確にする。

確認された普及ニーズについて、普及員の知識及び技術の習得状況、技術の確立状況、研修教材の有無などを分析した上で、普及員向けの研修計画を立案し、普及員が各担当地域での普及活動計画(実施時期、実施方法、モニタリング方法等)を立案する。関係者の合意を得た上で研修を実施する。

(16) 第1サイクル対象農家グループの営農活動のモニタリング

対象農家のその後の活動状況を、普及活動計画に基づき普及員がモニタリングすることを支援する。各対象農家の活動状況や知識・技術の適用・定着状況を踏まえ、改善が必要な場合にはモニタリングの際に都度指導を行うよう支援する。必要に応じて参加型モニタリングを行い、農家自身が収益状況を確認する場と設ける。

(17) 市場志向型農業アプローチガイドライン(案)の作成

成果1に係る上記の活動を踏まえ、各階層のC/Pと協議しながら、市場志向型農業アプローチガイドライン(案)を作成する。また、技術会合での議論等を通じて各活動や実施方法について改善が必要な点を抽出し、改善策を検討する。

《成果4について：(18)～(19)》

(18) ビジネスリンク強化フォーラムの参加者の選定

農家組織を対象としたビジネスリンク強化フォーラムを試行するため、参加者を選定する。農家組織の階層や地域性、参加農家の特性、民間業者のニーズ等を考慮して選定を行う。

(19) ビジネスリンクージ強化フォーラムの試行

(18) で選定した参加者を対象に、ビジネスリンクージ強化フォーラムを試行する。プロジェクト期間全体で計8回実施し、各フォーラム6農家グループを招待し、各グループの代表4名ずつが参加することを想定している。対象農家グループ数や裨益者数は、下表を想定しているが、より適切な方法があれば、現時点での具体的な実施方法(必要な事前準備、実施場所、出席者、等)および理由とともにプロポーザルで提案を行うこと。また、グループ内での波及のイメージがあれば、プロポーザルに記述すること。

Tentative Image of Number of Beneficiaries of Business Linkage Development Forum (Direct and indirect)

Number of forum	1st year		2nd year		3rd year		4th year		5th year		Total Group Number	Total Farmers Number
	Number of participant groups		Number of participant groups		Number of participant groups		Number of participant groups		Number of participant groups			
1	6	●	6	●	6	●	6	●	6	●		
2					6	●	6	●	6	●		
	Groups	Farmers	Groups	Farmers	Groups	Farmers	Groups	Farmers	Groups	Farmers		
Direct Participants for Forum ※4 representatives of groups participates to Business Linkage Development Forum.	6	24	6	24	12	48	12	48	12	48	48	192
Number of households getting impact from direct participants ※Average number of households for one group are set 50.	6	300	6	300	12	600	12	600	12	600	(48)	2400
											Sub-total	2592

(20) PDM 指標の決定

(6) の実態調査結果及び第1サイクルの対象農家の参加型ベースライン調査およびモニタリングの結果を踏まえ、PDMの指標を協議の上、決定し、JCCで承認を得る。

(21) 6か月毎のモニタリングシート(6か月毎)の作成及び提出

コンサルタントは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取り纏めJICAに提出する。

(22) プロジェクト事業進捗報告書(第1期)の作成

第1期契約期間の終了時に活動状況をプロジェクト事業進捗報告書(第1期)として取りまとめる。特に、市場志向型農業アプローチ(案)の内容及び工夫した点、営農状況やグループ実態、普及ニーズのある技術について、記載する。同報告書はJICAの確認・合意を経て、JCCで発表することとする。

【第2年次契約期間：2018年7月～2020年5月（23ヶ月）】

第2期は、パイロット事業（第2サイクル）を継続し、市場志向型農業アプローチの活動をより適した形に改善し、ガイドラインを改定して承認プロセスを踏む。その後、第3サイクル以降は構築されたアプローチの普及段階に入るため、それに向けた普及教材の開発や人材育成にも注力する。

（1）業務計画書及びワークプラン（第2年次原案）の作成・協議

第1期契約期間における各種活動の教訓を踏まえ、業務計画書（第2期）を作成する。また、業務計画書（第2期）に基づき、第2期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワークプラン（第2期原案）（仏文）を作成し、C/P機関と協議、意見交換し、第2期の活動内容をワークプランとして合意する。

《成果1について：（2）～（5）》

（2）第2サイクルの活動ステップの検討

第1サイクルの結果を分析し、第2サイクルの市場志向型農業アプローチ（案）の活動ステップについて検討し、C/P機関及び技術会合にて協議・合意する。

（3）第2サイクル対象農家に対する各種研修等の実施

（2）の検討結果に基づき、第2サイクルの対象農家を選定し、各種研修・営農計画立案支援・技術研修・モニタリングの実施各種活動を行う。

（4）ガイドライン改定・承認

（3）の結果を元に、市場志向型農業アプローチガイドラインを改定し、技術会合にて協議し、JCCで承認を得る。

その後、プロジェクト関係者および農業省や他ドナー関係者と共有するために、必要数を製本し配布する。

（5）モニタリング・評価ワークショップの開催

対象農家の参加型モニタリング・評価を実施する。また、農家グループ内あるいは他の農民組織への波及を見据え、途中経過を広く共有する機会を設けること。適切なタイミング、参加者、効果的な方法等について、アイデアがあればプロポーザルにおいて提案すること。

《成果2について：（6）～（7）》

（6）普及員用教材、農家研修用教材の作成

既存の研修教材がない、或いは教材内容が普及に適さない知識・技術について新たに研修教材を作成する。教材は、普及員向けのTOT研修用と農家向け研修用を作成する。特に農家向けについては、普及員やその他普及従事者が使いやすいこと、知識・技術が農家に的確に伝わりやすいこと、低コストで作成できること等に留意して作成すること。また、現場での普及活動を踏まえて改良した上で、修正版を作成すること。

(7) 普及員研修

プロジェクトは、各サイクルの活動開始前に対象地域の普及関係者を対象に、(2)にて提案された活動を普及するための、TOT研修を実施する。第3サイクル以降、研修内容が適切な形でまとまった段階で、ANCAR内でのアプローチ定着を見据えて、ANCAR本部やANCARの他地域の支局の職員・普及員も徐々に研修対象に含めていくことを検討する。

《成果3について：(8)～(11)》

(8) 普及およびモニタリングシステムの検討

5. 実施方針の(5)の通り、ANCAR ニヤイ支局に属する普及員は19名のみである。ANCARの普及員を現場普及活動の中心としつつ、農家ファシリテーター等、普及員以外の人材を活用し、効率的にアプローチを普及するシステムを検討する。

同時に、モニタリング・評価方法についても、第3サイクルからは普及員と同時に現地コンサルタントやNGO等の現地傭人を利用して、効率的にフォローする形を検討することを認めることとし、普及員の業務を取って代わることのない範囲で、再委託を可とする。再委託をする場合は、人材育成およびモニタリングの質を担保できるよう工夫する。また、モニタリング結果の効率的・効果的な共有方法についても、C/P機関や農民組織と協議・合意する。

普及およびモニタリングに従事する人材については、(7)の普及員研修対象に含めることとする。

(9) 第3～5サイクル以降の活動ステップの検討

第1サイクルおよび第2サイクルのパイロット活動結果を分析し、第3サイクル以降の市場志向型農業アプローチの活動ステップについて検討し、C/P機関及び技術会合にて協議・合意する。

(10) 第3サイクル対象農家に対する研修等の実施

(8)の検討結果に基づき、第3サイクルの対象農家を選定し、市場調査・営農計画立案支援・技術研修・モニタリングの実施等の各種活動を行う。

(11) ガイドライン改定(必要に応じて)

(10)の結果を元に、市場志向型農業アプローチガイドラインを改定する。

《成果4について：(12)～(14)》

(12) ビジネスリンクージ強化フォーラムの実施

第1期に実施したビジネスリンクージ強化フォーラムの実施結果を分析し、第2期以降の実施方針をC/P機関および農民組織と協議・決定し、参加者を選定し、実施する。

(13) ビジネスリンクージ強化フォーラムのモニタリング・評価の実施

フォーラム参加者に対する評価を行い、フォーラム参加後の変化を分析し、農民組織の他のメンバーへの裨益状況についても評価する。

(14) 農家グループ視察・交流

第1～3サイクル対象農家グループのうち、優良な農家グループを核とし、経験交流を行い、更なる普及を図る。

農民間交流を行う際の適切なタイミング、人数、交流範囲、効果的な方法等について、アイデアがあればプロポーザルにおいて提案すること。

(15) 第三国での研修の実施

他国で実施される SHEP 関連案件における活動の実施方法や普及方法、成果の蓄積方法、先方のオーナーシップなどを、経験共有を通して学ぶため、第三国での研修を実施する。現時点ではマラウイを想定しており、第2期契約の早い段階で実施することが望ましい。一週間程度の期間で、C/P 機関の幹部4名程度を想定して、プロポーザルに含めること。その他アイデアがあれば、理由や具体的内容も含めてプロポーザルにおいて提案すること。

(16) モニタリングシート（6か月毎）の作成及び提出

コンサルタントは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取り纏めJICAに提出する。

(17) プロジェクト事業進捗報告書（第2期）の作成

第2期契約期間の終了時に活動状況をプロジェクト事業進捗報告書（第2期）として取りまとめる。同報告書はJICAの確認・合意を経て、JCCで発表することとする。

【第3年次契約期間：2020年6月～2022年2月（21ヶ月）】

第3期は、対象農家グループを更に増加させて市場志向型農業アプローチの普及活動を実施し、これまでの活動を踏まえ、同アプローチの更なる改良および効果的な普及方法を整理し取り纏め、提案する。

(1) 業務計画書及びワークプラン（第3期原案）の作成・協議

第2期契約期間における各種活動の教訓を踏まえ、業務計画書（第3期）を作成する。また、業務計画書（第3期）に基づき、第3期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワークプラン（第3期原案）（仏文）を作成し、C/P機関と協議、意見交換し、第3期の活動内容をワークプランとして合意する。

《成果2について：(2)～(3)》

(2) 普及員用教材、農家研修用教材の作成

第2期に作成した教材に加え、必要が生じた研修教材を新たに作成する。また作成済みの教材について、現場での普及活動を踏まえて改良した上で、完成版を作成

すること。農家研修用教材の完成版については、セネガル国内の普及を見据えて増刷し、農業省や他ドナー関係者にも配布する。

(3) 普及員研修

各サイクルの活動開始前に対象地域の普及関係者を対象に、市場志向型農業アプローチの活動パッケージを普及するための、TOT研修を実施する。農業省内およびANCAR内でのアプローチ定着を見据えて、園芸局関係者やANCAR本部、ANCARの他地域の支局の職員・普及員も研修対象に含めていくことを検討する。

《成果3について：(4)～(8)》

(4) 普及およびモニタリングシステムの検討

ANCARの普及員を現場普及活動の中心としつつ、農家ファシリテーター等、普及員以外の人材を活用し、効率的にアプローチを普及するシステムを検討する。

同時に、モニタリング・評価方法についても、第2期と同様に、普及員と同時に現地コンサルタントやNGO等の現地傭人を利用して、効率的にフォローする形を検討し、またモニタリング結果の効率的・効果的な共有方法についても、C/P機関や農民組織と協議・合意する。

普及およびモニタリングに従事する人材については、(3)の普及員研修対象とする。

(5) 第4～5サイクル以降の活動ステップの検討

第1～3サイクルの活動結果を分析し、第4サイクルおよび第5サイクルの市場志向型農業アプローチの活動ステップについて検討し、C/P機関及び技術会合にて協議・合意する。

(6) 第4～5サイクル対象農家に対する研修等の実施

(5)の検討結果に基づき、第4～5サイクルの対象農家を選定し、市場調査・営農計画立案支援・技術研修・モニタリングの実施等の各種活動を行う。

(7) モニタリング・評価ワークショップの開催

各サイクルの最後に、対象農家の参加型モニタリング・評価を実施する。また、農家グループ内あるいは他の農民組織への波及を見据え、途中経過を広く共有する機会を設けること。

(8) ガイドライン最終化

市場志向型農業アプローチガイドラインを最終化する。本プロジェクトの活動進捗から得られた成果・教訓に反映されるよう、改訂作業に協力する。

《成果4について：(9)～(11)》

(9) ビジネスリンクージ強化フォーラムの実施

第1期及び第2期に実施したビジネスリンクージ強化フォーラムの実施結果を分析し、第3期の実施方針をC/P機関および農民組織と協議・決定し、参加者を選

定し、実施する。

(10) ビジネスリンク強化フォーラムのモニタリング・評価の実施

フォーラム参加者に対する評価を行い、フォーラム参加後の変化を分析し、農民組織の他のメンバーへの裨益状況についても評価する。

(11) 農家グループ視察・交流

第1～5サイクル対象農家グループのうち、優良な農家グループを核とし、経験交流を行い、更なる普及を図る。

(12) エンドライン調査

エンドライン調査を実施し、その内容を分析する。普及の対象となった農家については、研修1年後及び2年後にモニタリングを実施するが、3年後以降の収益変化や営農状況、農民組織内および他の組織へのインパクトについては、本調査を実施しプロジェクトの成果判断のための材料とする。調査方法については、C/Pおよび各機関の普及関係者を活用することを想定しているが、現地再委託も可とする。

(13) 最終セミナーの開催研修の実施

プロジェクトの成果をセネガル側関係者に広く広報するため、最終セミナーを開催する。セミナー対象者はプロジェクト関係者に加え、他ドナー・NGO、研究機関なども対象とする。なお、開催時期、方法等の詳細については、先方機関との協議を通じて決定する。なお、現時点では参加者人数の想定が難しいため、50万円を見積もることとする。

(14) プロジェクト事業完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を、プロジェクト業務完了報告書として取りまとめる。同報告書はJCCで発表することとする。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、コンサルタントは案件開始時に、R/Dに添付されたPDM・PO Version0を基にモニタリングシート Version1を作成し、以降6カ月毎に、C/P機関と合同でモニタリングシートを更新・提出するものとする。本契約における成果品は、上記モニタリングシートに加え、第1、2期はプロジェクト事業進捗報告書、第3期はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

年次	レポート名	提出時期	部 数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：5部
	Monitoring Sheet Ver. 1	業務着手時（1か月以内）	電子データのみ （仏、和）
	ワーク・プラン（全体期間及び第1年次）	業務開始から2ヵ月以内	仏文：10部
	Monitoring Sheet Ver. 2	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ （仏、和）
	Monitoring Sheet Ver. 3	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ （仏、和）
	プロジェクト事業進捗報告書（第1期）	契約終了時	和文：5部 仏文：10部 CD-R：3部
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン（第2期）	業務開始から1か月以内	仏文：10部
	Monitoring Sheet Ver. 4	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ （仏、和）
	Monitoring Sheet Ver. 5	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ （仏、和）
	Monitoring Sheet Ver. 6	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ （仏、和）
	Monitoring Sheet Ver. 7	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ （仏、和）
	プロジェクト事業進捗報告書（第2期）	契約終了時	和文：5部 仏文：10部
第3期	業務計画書（第3期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン（第3期）	業務開始から約1ヵ月後	仏文：10部
	Monitoring Sheet Ver. 8	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ （仏、和）
	Monitoring Sheet Ver. 9	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ （仏、和）
	Monitoring Sheet Ver. 10	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ （仏、和）

	プロジェクト事業完了報告書	プロジェクト終了1か月前	和文：5部 仏文：10部 CD-R：3枚
--	---------------	--------------	----------------------------

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。なお先方政府への提出部数については、必要部数を十分確認のうえ、変更が必要な場合は JICA 側と協議を行うこととする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（中間評価・終了時評価結果の概要等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画（WBS等を活用）
- ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤ 研修員受入れ実績
- ⑥ 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑦ 合同調整委員会議事録等
- ⑧ その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接もしくはコンサルタントが C/P を支援して作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト

事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア) 対象地区実態調査報告書（和語、仏語）
- イ) 市場志向型農業アプローチガイドライン（案）（仏語）
- ウ) 市場志向型農業アプローチガイドライン承認版（仏語）
- エ) 市場志向型農業アプローチガイドライン最終版（仏語）
- オ) 普及員向けおよび農家向け研修の教材（仏語）

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ) 活動に関する写真
- ウ) WBS
- エ) 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

本件に係る業務工程は、2017年2月に開始し、以下の3つの期間ごとに契約を締結して実施することにより、約60ヶ月後の終了を目標とする。

- (1) 第1期：2017年2月～2018年6月（16ヶ月）
- (2) 第2期：2018年7月～2020年5月（23ヶ月）
- (3) 第3期：2020年6月～2022年2月（21ヶ月）

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- 第1年次 約 30M/M
- （全体） 約113M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。専門家人数を必要最小限とし、一人の専門家が可能な限り長期間派遣されることが望ましい。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

なお、総括業務従事者の語学力については英語能力または仏語能力が評価の対象となるが、仏語能力を有することが望ましい。

また、コスト効率化のため、現地コンサルタント等ローカル人材の活用で十分に業務目的を達成できる場合は、具体的な案とともにプロポーザルに提示することとする。

- ア 総括／市場志向型農業（2号）
- イ 園芸栽培／普及（3号）
- ウ 研修／モニタリング評価
- エ 業務調整／家計研修

また、必要に応じ、現地傭人による英語⇄仏語の通訳備上を認める。

3. 対象国の便宜供与

JICAが2016年10月13日に農業・農村施設省と締結したR/Dに基づく。

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供：ANCAR ニヤイ支局に事務所を設置。また農業・農村施設省園芸局に総括の机を1つ設置予定。

4. 配布資料／貸与資料

(1) 配布資料

- ・本プロジェクト詳細計画策定調査報告書（2016年8月）…①
- ・セネガル国「農業技術アドバイザー」調査報告書：ニヤイ地区における野菜生産にかかる営農状況調査（2014年5月）…②

- ・ SHEP アプローチ関連資料
 - 「アフリカ地域 市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査（2015年 年第1回目調査：コートジボワール、ブルキナファソ、セネガル）」…③
 - 「アフリカ地域 市場志向型農業振興にかかる広域支援促進調査（2015年 年第5回目調査：南アフリカ）」：各国進捗段階の取り纏め…④
 - 「SHEP 広域展開調査報告～エチオピア・ジンバブエ・セネガル等～（2015年 12月）」プレゼン資料…⑤
 - SHEP アプローチガイドライン（英文）…⑥⑦
（ケニア SHEPUP 作成）
- ・ 技術協力プロジェクトにおける変更（本旨…⑧）（様式…⑨）

（2）公開資料

本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ SHEP アプローチに係る調査研究結果（「ケニア共和国 小規模園芸農民組織強化計画プロジェクトを事例とした市場志向型農業開発プロジェクト実施に係る情報収集・確認調査報告書」）
(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12247334.pdf)

5. 業務用機材

業務遂行上必要なオフィスワーク用機材（パソコン（C/P やローカルスタッフ用）、プリンタ、プロジェクター、ビデオカメラ等）があれば、プロポーザルの中で、①機材名、②数量、③基本的仕様（または参考銘柄）、④見積価格、⑤必要と判断される理由等を含め、提案すること。その費用は本見積りに含めること。コピー機1台は、2017年2月を目途に JICA セネガル事務所にて新規調達予定である。

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること（本見積りとすること。）。

なお、プロジェクト活動に必要な車両2台（4WD）を、2017年2月を目途に JICA セネガル事務所にて新規調達予定である。必要となる車両関連費（レンタカー、運転手、燃料等）を見積りに計上すること（本見積りとすること。）。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。現地再委託に関する経費は本見積りとすること。

- （1）ニヤイ地区実態調査
- （2）モニタリング業務
- （3）エンドライン調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、第1期契約、第2期契約、第3期契約の各契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全対策

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のためのセネガル側関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるように留意する。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録して下さい。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

